

国立大学アイソトープ総合センター会議会則

平成7年6月8日制定

平成27年6月3日改正

令和6年6月13日改正

（総則）

第1条 本会は、国立大学アイソトープ総合センター会議（以下「会議」という。）と称する。

（会員）

第2条 会議は、国立学校設置法施行規則第20条の3により設置された国立大学アイソトープ総合センターおよび後継となる組織（以下「センター」という。）の長、専任教員および長が必要と認める者で組織し、1大学法人をもって1会員とする。

（目的）

第3条 会議は、会員相互の緊密な連携により、放射線安全管理に関する協力および情報交換を行い、センターの機能の向上を図り、放射性同位元素等の利用における教育および研究の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) センターの諸活動における相互協力の推進
- (2) センター長会議および幹事会、小委員会等の会議の開催
- (3) センター教職員による協力研究、共同研究等の推進
- (4) 放射性同位元素等取扱施設教職員研修の開催
- (5) 国立大学等の放射線施設の改善・充実等に関する調査研究
- (6) その他、会議の目的を達成するための事業

（役員）

第5条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1センター
- (2) 副会長1センター
- (3) 幹事7センター（会長および副会長を含む）

（役員の選出）

第6条 センター長会議において、会員の互選によって選出する。ただし、第7条に定める任期期間中に放射性同位元素等取扱施設教職員研修を担当していない幹事は互選により選出することなく再任とする。

2 会長および副会長は、幹事の互選により選出し、センター長会議において承認を得るものとする。

（役員の任期）

第7条 幹事の任期は2年とし、その再任を妨げない。

2 会長と副会長の任期は、幹事の任期とともに満了する。

(役員の任務)

第8条 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事は、会議の運営に当たる。

4 幹事は、放射性同位元素等取扱施設教職員研修を担当する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事で組織する。

2 会長は、年2回以上、幹事会を開催し、その議長となる。

3 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 幹事会の決定事項は、全会員に通知するものとする。

(センター長会議)

第10条 会長は、毎年1回、センター長会議を開催する。

2 会長が必要と認めた者は、センター長会議に出席することができる。

3 センター長会議の議題等は、幹事会が協議し、決定する。

(臨時センター長会議)

第11条 会長は、重大な事項で、かつ緊急の審議が必要であると認めたときは、臨時センター長会議を開催する。

2 会長は、会員の2分の1以上から理由を示して請求があったときは、臨時センター長会議を開催する。

3 会長が必要と認めた者は、臨時センター長会議に出席することができる。

4 臨時センター長会議は、原則として東京において開催する。

(センター連絡会議)

第12条 会長は、必要があると認めたときは、センター連絡会議を開催する。

2 会長は、会員の3分の1以上から請求があったときは、センター連絡会議を開催する。

3 会長が必要と認めた者は、センター連絡会議に出席することができる。

(議長)

第13条 センター長会議、臨時センター長会議、およびセンター連絡会議の議長は、その会議において選出する。

(定足数および議決)

第14条 センター長会議、臨時センター長会議、およびセンター連絡会議は、会員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

2 議決権は、1会員に1票とする。

3 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(小委員会)

第15条 小委員会等の設置は、必要に応じて幹事会で検討し、全会員に諮って承認を得るものとする。

(事務局)

第16条 この会議の事務局は、会長であるセンターに置く。

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、センター長会議における議決によらなければならない。

付則

この会則は、平成7年6月8日から施行する。

付則

この会則は、平成27年6月3日から施行する。

国立大学アイソトープ総合センター会議細則

平成7年6月8日制定

平成27年6月3日改正

令和6年6月13日改正

(センター長会議の開催時期)

第1条 センター長会議は、原則として、毎年5月ないし6月に開催する。

(役員の選出方法)

第2条 次期幹事は、センター長会議において、会員の互選により選出する。

2 次期幹事の選出は投票によって行い、上位2センターが次期幹事となる。2位の得票数が同数の場合は投票により決し、さらに同数の場合は議長の決するところによる。

3 選出あるいは再任された次期幹事は、直ちに幹事会を開催し、次期会長、次期副会長を選出し、センター長会議の承認を得るものとする。

4 会長あるいは副会長が任期途中で交代する必要がある場合は、幹事の互選により選出し、全会員に通知して承認を得るものとする。任期は残任期間とする。

5 幹事の補充が必要な場合は、次のセンター長会議において選出するものとし、任期は残任期間とする。

(役員の任期)

第3条 会長、副会長、および幹事の任期は、選出・承認されたセンター長会議の同年10月1日からの2年間とする。

(センター長会議当番会員)

第4条 次期センター長会議当番会員は幹事会で選考し、センター長会議に諮って決定する。

2 次期センター長会議当番会員は、次期センター長会議開催までの幹事会に出席することができる。

3 次期センター長会議当番会員の任期は、次期センター長会議終了までとする。

付則

平成7年6月8日に開催のセンター長会議で選出・承認された次期役員は、同日以降、平成7年9月30日までの期間も役員として任務を務める。ただし、その期間は任期に含めない。